

議案第13号

平成23年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成23年2月18日提出

狭山市長 仲川 幸成

## 平成23年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	64,694戸
(2) 年間総給水量	18,396,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	50,262m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	老朽管布設替事業 352,789千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3,034,799千円
第1項 営業収益		2,938,440千円
第2項 営業外収益		96,349千円
第3項 特別利益		10千円

	支	出
第1款 事業費		2,906,178千円
第1項 営業費用		2,770,559千円
第2項 営業外費用		130,810千円
第3項 特別損失		3,809千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額825,406千円は、当年度分消費税資本的収支調整額31,270千円、過年度分損益勘定留保資金674,478千円及び減債積立金119,658千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		178,161千円
第1項 負担金		14,778千円
第2項 工事寄附金		115,523千円
第3項 水道利用加入金		37,800千円
第4項 設計管理料		10,060千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,003,567千円
第1項 建設改良費		830,687千円
第2項 企業債償還金		172,880千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
量水器検針等業務委託	平成23年度から 平成24年度まで	6,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費390,550千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第9条 水道施設の建設等のため一般会計からこの会計へ負担を受ける金額は、23,469千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、27,297千円と定める。